鳥取県外国人観光客倍増促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県外国人観光客倍増促進補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の市町村及び民間事業者による外国人観光客の受入環境の自主的な整備及び海外に向けた誘客活動並びに外国人観光客向けのデジタル技術を活用したオンラインコンテンツ制作等を促進することにより、国際リゾートとしての本県の魅力向上と世界への情報発信を図り、本県へ訪れる外国人観光客の増加を目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」 という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額から、当該対象事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、1申請当たりの補助金申請額が10万円未満のときは、本補助金は交付しない。ただし、別表1の第3欄、(6)及び(10)の事業は除く。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに、観光交流局観光 戦略課へ提出しなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1 号、様式第2号、様式第3号及び第4号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものと する。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして観光交流局長が別に 定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第9条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法(昭和63年法律第108号) に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額は含 めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が 5%超の公益法人等は、この限りではない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光 交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

附即

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年7月4日から施行する。
- 2 外国人観光客の受入環境整備を緊急に推進するため、平成24年7月4日以降に新規に取組む 平成24年度の補助事業については、第3条3項の規定は適用しないものとし、別表の第1欄 に掲げる事業のうち「外国人観光客受入環境整備事業」については、同表第4欄に掲げる補助 率を2/3とし、同表第5欄に掲げる限度額を1,000千円とする。

この場合において、第4条第2項及び第8条第2項により添付すべき様式第1号についても、 それぞれ補助率を2/3、補助金上限額を1,000千円と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 外国人観光客の受入環境整備を緊急に推進するため、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間、別表1の第3欄「(5) 免税手続きに要する備品等購入代金及び免税店であることを周知するための経費」の補助率を2/3とする。

附則

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年2月13日から施行する。
- 2 別表1の第3欄「(5)免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及び免税店の開設に要する公租公課費」に係る補助率の期限は限定しないものとする。

附則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年5月19日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表1 (第3条、第7条関係)

1	2	3	4	5	6
補助事業	事業実施主体	3 補助対象経費	補助率	限度額	重要な変更
外国人観光客受 入環境整備事業	- 県内の市町村又 は広域連合	(1)外国語表記による案 内看板の作製及び設置 に要する経費	1/2	1,000 千円	(1)本補助金 の増額を伴う もの (2)交付目的に
	県内民間事業者	※工事請負費又は委託費に係るものについては、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。 (2)外国人観光客受入のた			特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
	県内氏間事業有 (複数の民間事 業者によるグル ープ又は団体に よる実施を含	めの研修会の開催に要する経費 (3)外国語案内ツールの			
	な。 た)	整備に要する経費 (4)音声翻訳を行うための タブレット端末等の整 備に要する経費			
		(5)施設案内外国語表記 看板(主としてを 名称を表っする屋外看 板は除く)、クレる屋外看 板は除く)、び電子子 でででで 一対応機器等の設置を びWi-Fi環境整 備等の施設整備に要する経費			
		(6)免税手続きに要する 備品等購入代金、免税店 であることを周知する ための経費及びその他 免税店開設等に要する 経費			
		(7)ムスリム観光客のため のお祈り環境整備等に 係る経費及び食事の提 供等に係る経費			
		(8)両替及びモバイルサー ビス等の実施に係る経費			
		(9)災害時における外国人 観光客対応に要する経費			
		※工事請負費又は委託費に 係るものについては、県内 事業者が施工又は実施し たものに限る。ただし、や むを得ない事情で県内事 業者への発注が困難と県 が認めた場合については、 この限りではない。			

	T				
外国人観光客誘 致推進事業	県内民間事業者 (複数の民間事 業者によるグル ープ又は団体に よる実施を含 む)	要する経費 (11)海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費 (12)ケーブルテレビホーム	1/2	500千円	
		ショッピング番組の放映に要する経費 ※(10)について、委託費に係るものについては、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた			
SDG 。ツーリズム	退 内民間事業者	場合については、この限り ではない。 (13)外国人観光客受入のた			
推進事業	宗内氏間事業有 (複数の民間事業者によるグル ープ又は団体に よる実施を含む)	めの研修会の開催に要する経費	1/2	1,500 千円	
		(15)音声翻訳を行うための タブレット端末等の整 備に要する経費			
		(16)施設案内外国語表記看板(主として施設の名称を表示する屋外看板は除く)、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費			
		(17)免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費			
		(18) ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費			
		(19) 両替及びモバイルサ ービス等の実施に係る 経費			
		(20) 災害時における外国 人観光客対応に要する 経費			
		※ 工事請負費又は委託費に 係るものについては、県 内事業者が施工又は実 施したものに限る。ただ し、やむを得ない事情で			

		県内事業者への発注が			
		原内事業有への発圧が 困難と県が認めた場合 については、この限りで はない。			
		(21)海外における旅行博出 展等プロモーションに 要する経費			
		(22)海外旅行社及びマスコ ミ招聘に要する経費			
		(23)ケーブルテレビホーム ショッピング番組の放 映に要する経費			
		※(21)について、委託費に 係るものについては、県 内事業者が実施したも のに限る。ただし、やむ を得ない事情で県内事 業者への発注が困難と 県が認めた場合につい ては、この限りではな い。			
インバウンド向けオンラインコ	(複数の民間事	経費	•	500	
イチィノ 刑作寺	業者によるグル	(0月) 上、三 /、 (2)			
	ープ又は団体に よる実施を含				
	ープ又は団体に	(25) オンラインツアー商品等販売経費(26) その他補助事業を実施するために必要な経費			
	ープ又は団体に よる実施を含 む)	等販元経費 (26)その他補助事業を実施 するために必要な経費 ※制作するオンラインコ			
	ープ又は団体に よる実施を含 む)	等販売軽負 (26)その他補助事業を実施 するために必要な経費 ※制作するオンラインコ ンテンツについては、事 業実施主体が所管する			
	ープ又は団体に よる実施を含 む)	等販売経費 (26)その他補助事業を実施するために必要な経費 ※制作するオンラインコンテンツについては、事業実施主体が所管する施設等を中心として、鳥取県内の周遊観光につ			
	ープ又は団体に よる実施を含 む)	等販元経費 (26)その他補助事業を実施するために必要な経費 ※制作するオンラインコンテンツについては、事業庭主体が所管する施設等を中心として、鳥取県内の周遊観光につながる内容とすること。 ※コンテンツ・動画制作及			
	ープ又は団体に よる実施を含 む)	等販売経費 (26)その他補助事業を実施するために必要な経費 ※制作するオンラインコンテンツについては、事業実施主体が所管する施設等を中心として、鳥取県内の周遊観光につながる内容とすること。			
事業	ープ又は団体に よる実施を含 む)	等販元経費 (26)その他補助事業を実施するために必要な経費 ※制作するオンラインラインランツについては、事業施主体が所管で、場でが所でで、島でいる内容とすることのでは、コンテンツ・動画制作といるが、コンテンツ・動画制作とのでは、コンテンツ・動画制作といるでは、コンテンツ・動画制作とのでは、コンテンツ・動画制作といるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
	ープ又は団体に よる実施を含 む)	等販元経費 (26)その他補助事業を実施するために必要な経費 ※制作するオンラインコンテンツについては、事業を主体が所管するを中心として、時報である。 ※ では、の間ができる。 ※ では、のでは、のでは、のでは、のでは、のででは、ののででは、ののででは、のでは、の			

鳥取県外国人観光客倍増促進補助金 補助対象経費等合計一覧表

(田)

			補助対象経費計	補助率		補助金上限額	(円 <i>)</i> 補助金申請(実績)額
		補助対象経費区分	(A)	(B)	$(C)=(A)\times(B)$	(D)	(F)
	1	外国語表記による案内看板の作製及び設置 に要する経費				/	
	2	外国人観光客受入のための研修会の開催に 要する経費		1/2			
	3	外国語案内ツールの整備に要する経費					
外国人	4	音声翻訳を行うためのタブレット端末等の 整備に要する経費					
人観光客受入環境整備事業	5	施設案内外国語表記看板(主として施設の名称を表示する屋外看板は除く)、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費					
環境整	6	免税手続きに要する備品等購入代金、免税店 であることを周知するための経費及びその 他免税店開設等に要する経費					
備事業	7	ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等 に係る経費及び食事の提供等に係る経費					
*	8	両替及びモバイルサービス等の実施に 係る経費					
	9	災害時における外国人観光客対応に要する 経費					
		小 計(①)		_		1,000,000	
	1 0	海外における旅行博出展等プロモーション に要する経費					
誘外 致国	1 1	海外旅行社及びマスコミ招聘に要する経費		1/2			
致推進事業	1 2	ケーブルテレビホームショッピング番組の 放映に要する経費					
		小 計(②)		_ 500,000		500, 000	

	1 3	外国人観光客受入のための研修会の開催に 要する経費				/	
	1 4	外国語案内ツールの整備に要する経費					
SDG sツー	1 5	音声翻訳を行うためのタブレット端末等の 整備に要する経費					
	1 6	施設案内外国語表記看板(主として施設の名称を表示する屋外看板は除く)、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及びWi-Fi環境整備等の施設整備に要する経費					
	1 7	免税手続きに要する備品等購入代金、免税店 であることを周知するための経費及びその 他免税店開設等に要する経費		1/2			
リズム	1 8	ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等 に係る経費及び食事の提供等に係る経費		-/ -			
ム推進事業	1 9	両替及びモバイルサービス等の実施に係る 経費					
業	2 0	災害時における外国人観光客対応に要する 経費	外国人観光客対応に要する				
	2 1	に安する栓箕					
	2 2						
	2 3	ケーブルテレビホームショッピング番組の 放映に要する経費					
		小 計(③)		_		1, 500, 000	
制ン向イ作コけン	2 4						
学事業	2 5			1/2			
ポンラン ツイド	2 6	その他補助事業を実施するために必要な経費					
		小 計(④)		_		500, 000	
	1	合 計 (①+②+③+④)		_		_	

() ②免税事業者

() ③簡易課税事業者(確定申告月: _____月申告)

() ④特定収入割合が5%超の公益法人等

() ⑤上記4のいずれでもない

143	-45		
1	F	申請者	年度鳥取県外国人観光客倍増促進補助金事業計画(報告)書
Î		請者団体名及び 代表者名	
		担当者名	
	連	絡先(電話番号)	
2	<u> </u>	事業の概要	
	1	事業目的	
	2	事業計画の内容	
	3	実施場所	
	4	実施期間	
	5	外国人観光客誘致	公計画
		誘客対象とする 国・地域	
		誘客対象とする 客層	
		誘客目標数値	現在の外国人 観光客数
		現在行っている誘客の取組	
		今後の誘致計画 内容(情報発信、 観光協会との連 携等)	
	6	その他参考とな	る事項
	7	※他の補助金の ※「有」の場合に	用の有無(有・無) 活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補 いる部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
	8		選択して○をしてください。

【補助対象経費における消費税の取り扱い】

- ①、②、③、④の場合:消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。
- ⑤の場合:消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

【添付(追加提出)資料】

②の場合

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業主の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。

③の場合

補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

④の場合

特定収入の割合を確認できる資料。

9 その他

- ※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。
- ※また、今後、当該建物(設備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

外国人観光客誘致活動実施における年次計画

年 度	外国人観光客誘致の実施計画(受入環境整備及びプロモーション等誘致計画)
○年度	例)外国語のパンフレット、ホームページを作成。韓国の旅行会社へプロモーションを行う。 韓国人観光客の嗜好を把握し、湯巡り・まち歩き新プランの開発、試行。
○年度	例)韓国の旅行会社へプロモーションを引き続き行うとともに、個人の外国人観光客向けに新プランを実施。個人客が不自由せずに楽しめ、リピーターとなるための仕組みづくり。 前年度で行った湯巡り・まち歩き新プランの本格運用。新たなプランの開発。
○年度	例)韓国の旅行会社や個人観光客向けにプロモーションを行うとともに、中国人観光客誘致のため に、旅行会社へプロモーションを行う。

[※]今後3ヵ年度の外国人観光客誘致の事業計画を記載してください。(なお、上記に記載する事業計画は、当該補助金申請にかかるものだけでなく、申請者が独自に行う事業についても記載してください。)

○○年度鳥取県外国人観光客倍増促進補助金収支予算(決算)書

1 収	入				(単位:円)
区	分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内	訳
合	計					

※ 収入の内容を具体的(入場料収入、販売収入等)に記載すること。

 2 支 出
 (単位:円)

 区 分 本年度予算額 (本年度決算額)
 前年度予算額 差引増減額 内 訳

 合 計
 合 計

様

職氏名即

○○年度鳥取県外国人観光客倍増促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県外国人観光客倍増促進補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業
 - 本補助金の対象事業の内容は、………とする。

金

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額

- 円
- (2) 交付決定額 金
- Ħ

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は……… ……とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県外国人観光客倍増促進補助金(平成23年5月9日付第201100005250号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。